

中泊町農業委員会会議録

令和2年8月7日

中泊町農業委員会

令和2年度 中泊町農業委員会 8月定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月7日(金) 13時30分～

2. 開催場所 中泊町役場 委員会室1

3. 出席委員 (12 人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	澤田 健吾	2番	大川 勝仁
			4番	葛西 誠
	5番	青山 邦栄	6番	藤田 次男
	7番	小野 美恵子		
	9番	坂本 朝彦	10番	成田 誠
	11番	外崎 満幸	12番	神 良一

4. 欠席委員 (3 人)

委 員	3番	工藤 輝雄	8番	瓜田 益子
委 員	13番	木村 巧		

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第9号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第10号 農地使用貸借の合意解約通知書について

報告第11号 農地移動適正化あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第16号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第17号 北五地区農業委員会要望議案の議決について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 古 川 幹 人

次 長 古 川 明 彦

主 事 外 崎 健 太

7. 会議の概要

事務局 (課長)	<p>ただいまから、令和2年度中泊町農業委員会8月定例総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの、出席者数は15名中12名ですので定足数に達しており、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。</p> <p>はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。</p> <p>会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。</p> <p>日程第2、議事録署名委員についてであります。会議規則第16条の規定に基づき議事録署名委員を選任します。私から指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>異議ないようですので、私から指名いたします。</p> <p>議事録署名委員には、1番澤田健吾委員と2番大川勝仁委員の2名を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議の書記には、事務局職員の古川次長と外崎主事を指名いたします。</p>
	<p>◎報告第9号</p>
議 長	<p>それでは、日程第3の報告第9号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局 (古川)	<p>3ページをお開き下さい。報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。</p> <p>令和2年8月7日提出 中泊町農業委員会会長。</p> <p>次のページをお開き下さい。今月の賃貸借の合意解約は、基盤整備事業による機構関連の解約の4件でございます。解約合意日は7月の日付ですが、機構の設定期間により引き渡しは10月31日となっております。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。ただいまの報告9号について、何かご質問等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問無し)</p>
議 長	<p>無いようですので次の報告第10号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>
	<p>◎報告第10号</p>
事務局 (古川)	<p>12ページをお開き下さい。報告第10号「農用地使用貸借の合意解約通知書について」農用地使用貸借の合意解約通知書について、次のとおり報告する。</p> <p>令和2年8月7日提出 中泊町農業委員会会長。</p> <p>13ページをご覧ください。今月の農地使用貸借の合意解約の申出は1件ございます。内容につきましては申出書をご覧くださいと思います。報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。ただいまの報告10号について、何かご質問等ございませんか。</p>

(質問無し)

議長 無いようですので次の報告第11号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第11号

事務局(古川) 16ページをお開き下さい。報告第11号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(令和2年7月実施分)の結果について、別紙のとおり報告する。

令和2年8月7日提出 中泊町農業委員会会長
次のページをご覧ください。7月分の農地移動あっせん申出は3件ございました。内容につきましては申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告11号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長 無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第15号

議長 議案第15号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局(外崎) はじめに、3条案件につきまして、訂正・追加があります。別紙にて委員のみなさまにお配りしていますので、ご確認ください。それでは、19ページをお開き下さい。議案第15号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求めます。令和2年8月7日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 議案第15号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

青山委員 それでは報告いたします。
去る8月3日、私と葛西委員、事務局職員とで現地調査を行いました。
本議案の農地法第3条の申請は、所有権移転が6件ございました。調査した結果、耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局(外崎) それでは、説明いたします。20ページをお開き下さい。

受付番号11番は、薄市字沖原地内の1筆の田3,310平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。訂正箇所をお知らせします。譲渡人の青山さんの住所が正しくは追加でお配りした住所でした。失礼いたしました。受付番号12番は、今泉字神山地内の1筆の畑618平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様にそ菜を栽培するとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

受付番号13番は、高根字小金石地内の2筆の田1,884平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

受付番号14番は、今泉字唐崎地内の1筆の畑254平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

受付番号15番は、宮野沢字蛸澤地内ほか18筆の田畑30,631平方メートルの贈与です。譲受人は譲渡人同様に米、そ菜を栽培するとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

受付番号16番も追加でお配りした資料をご確認ください。こちらは、高根字小金石地内1筆の畑113平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様にそ菜を栽培するとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第15号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第15号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第16号

議長 続きまして、議案第16号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 (古川) 23ページをお開き下さい。議案第16号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の13定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和2年8月7日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。令和2年8月4日付中農政第153号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

26ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が3件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入となっております。

受付番号24番、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は3,614㎡です。売買価格は72万3千円です。対価の支払い期限は令和2年8月28日を予定しております

受付番号25番、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地2筆、地目は田、面積は15,503㎡です。売買価格は620万1千円です。対価の支払い期限は令和2年8月28日を予定しております

事務局
(外崎)

受付番号26番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地2筆、地目は田、面積は11,929㎡です。売買価格は477万1千円です。対価の支払い期限は令和2年8月28日を予定しております

所有権移転につきましては以上です。

今月の利用権設定はすべて農地中間管理事業の利用権設定です。34ページをご覧ください。

機構20-37番は賃貸借の新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の8筆の「田」21,087平方メートルです。期間は10年で土地改良費は借主負担。貸借料は10アール当たり35,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

次の機構20-38は機構をとおしての使用貸借となっております。

次の機構20-39番は賃貸借の新規の設定で、設定する農地は宮野沢字蛭澤地内の2筆の「田」7,357平方メートルです。期間が17年で、貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

次に、機構20-40は機構をとおしての使用貸借となっております。

機構20-41番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は薄市字玉清水地内5筆の「田」14,349平方メートルです。期間が17年で、貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-42は機構をとおしての使用貸借となっております。

機構20-43番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は薄市字飛石地内の1筆の「田」13,491平方メートルです。期間が17年で、貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-44から45番は機構をとおしての使用貸借となっております。

機構20-46番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は薄市字玉清水地内の3筆の「田」5,622平方メートルです。期間が17年で、貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-47番は、機構をとおしての使用貸借となっております。

機構20-48番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は薄市字飛石地内2筆の「田」5,911平方メートルです。期間が17年で、貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-49番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は薄市字玉清水地内5筆の「田」22,810平方メートルです。期間が17年で、貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

次の機構20-50から72番は機構をとおしての使用貸借となっております。以上です。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

議 長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第16号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、議案第16号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第17号

議 長 次に、議案第17号「北五地区農業委員会要望議案の議決について」を議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 (外崎) 68ページをお開き下さい。議案第17号「北五地区農業委員会要望議案について」、次のとおり承認を求める。令和2年8月7日提出 中泊町農業委員会会長。

今年度、北五地区農業委員会大会が中止となりましたが、国と県には要望書を提出することとしておりますので、中泊町の要望書(案)について承認を求めるものです。

※要望書(案)を朗読

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第17号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、議案第17号は原案のとおり決定いたします。

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

報告・協議事項について

事務局 (外崎) それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他 ※外崎農地パトロールについて確認

議 長

(資料にもとづいて、内容説明)

以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、令和2年度中泊町農業委員会8月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年8月7日

農業委員会
会 長

署名委員

署名委員
